

2021年8月10日

各位

株式会社 神奈川銀行

遺言代用信託の取扱い開始について

株式会社 神奈川銀行（頭取 近藤和明）は、オリックス銀行 株式会社（社長 錦織雄一）と業務委託契約を締結し、新商品の取扱いを開始することとなりましたのでお知らせします。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるようサービスの向上に努めてまいります。

記

かなぎん遺言代用信託

1. 取扱商品

商品名 きぼうの光
 取扱開始日 2021年8月10日（火）
 取扱店舗 神奈川銀行全店舗
 （出張所およびローンセンターを除く）



2. 遺言代用信託とは

遺言書を作成いただくことなく、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

本商品は、申込人に相続が発生してから最短 5 営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用などの急なお支払いやご遺族の生活などに備えることができます。お預かりした金銭は元本が保証され、生前中は年 1 回、予定配当率に応じた配当金をお支払いします。また、無料で中途解約もできるため、急なご計画の変更にも対応できます。

3. オリックス銀行 株式会社の概要について

企業名	オリックス銀行 株式会社 (ORIX Bank Corporation)
代表取締役社長	錦織雄一
所在地	東京都港区芝 3-22-8 オリックス乾ビル
設立	1993年8月23日
資本金	450億円
事業内容	銀行業および信託業

＜本件に関するお問い合わせ先＞
 神奈川銀行 総合企画部
 TEL 045-261-2641